

人事行政の運営等の状況を公表します。

町職員の給料、手当、勤務時間等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、条例で定められています。幸田町の人事行政における公平性及び透明性を高めるため、町民の皆様には次の状況を公表します。

問合せ：人事秘書課人事秘書グループ 内線323・324

1 職員の任免及び職員数に関する状況について

(1) 職員採用の状況(平成30年度実施)

職種	受験者数			採用者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般事務職	33人	15人	48人	3人	5人	8人
保育士	3人	5人	8人	1人	2人	3人
消防職	12人	0人	12人	2人	0人	2人
保健師	1人	2人	3人	0人	2人	2人

(2) 職員の退職の状況(平成30年度)

単位：人

区分	退職理由				計
	定年	応募認定	自己都合	その他	
人数	4人	1人	4人	0人	9人

(3) 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

単位：人

区分 部門	職員数			対前年増減数		平成31年の主な増減理由	
	平成29年	平成30年	平成31年	平成30年	平成31年		
一般行政部門	議会	3	3	3	0	0	
	総務	60	62	66	2	4	業務増による増員、再任用職員の代替として障害者職員の配置及びその障害者職員の支援体制の確保
	税務	18	18	18	0	0	
	民生	104	102	103	▲2	1	保育園児受入れ対策
	衛生	16	18	19	2	1	保健師の確保
	農水	11	11	10	0	▲1	再任用職員による代替
	商工	3	3	4	0	1	業務増による増員
	土木	22	22	21	0	▲1	用地買収部門を土木一般部門に統廃合
小計	237	239	244	2	5		
特別行政部門	教育	22	21	21	▲1	0	計上対象の変更
	消防	56	51	53	▲5	2	出動体制の確保及び欠員補充
	小計	78	72	74	▲6	2	
普通会計計	315	311	318	▲4	7		
公営企業等会計部門	水道	8	8	7	0	▲1	
	下水道	6	6	6	0	0	
	その他	14	14	14	0	0	
	小計	28	28	27	0	▲1	
合計	343	339	345	▲4	6		

備考

- 1 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の部門も含まれます。
- 2 職員数は、町長及び副町長を除いています。

2 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況(平成30年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成31年3月末現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成30年度	42,126人	150億2209万円	7億1940万円	31億2567万円	20.8%

備考 人件費には、特別職、嘱託員、各種委員等に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(特別職を除く。)

区分	職員数 (A)	給与			計 (B)	1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤勉手当		
平成31年度当初予算	325人	11億6449万円	2億7963万円	4億8345万円	19億2757万円	593万円

備考 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の初任給の状況

区分	初任給
一般行政職	大学卒 187,200円 高校卒 153,000円

(4) 平均給料月額、平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	299,400円	38歳5か月
技能労務職	246,000円	51歳1か月

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状態(平成31年4月1日現在)

区分	経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年	
一般行政職	大学卒	272,000円	321,100円	375,400円
	高校卒	—	—	—

備考 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員の状況(平成31年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長・主幹	課長補佐	主任主査	主査	主事・技師	主事・技師	
職員数	8人	22人	30人	17人	29人	50人	30人	186人
構成比	4.3%	11.8%	16.1%	9.1%	15.6%	27.0%	16.1%	100.0%

備考 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況(平成31年4月1日現在)

区分	支給の内容	平成30年度支給実績																	
		支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額															
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 月額6,500円 子以外の扶養親族 1人につき月額6,500円 満22歳の年度末までの子 そのうち1人について月額10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき月額5,000円 	36,513,595円	133人	274,538円															
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家(借間) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ支給 最高月額27,000円 	12,916,663円	43人	300,388円															
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長級 88,500円 ・次長級 72,700円 課長級 62,300円 ・主幹級 45,700円 	34,658,800円	45人	770,196円															
時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 	115,508,266円	285人	405,292円															
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> 給料、扶養手当及び管理職手当の3パーセントを支給 	37,430,854円	327人	114,467円															
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 危険、困難、不快等の特殊な勤務をした職員に支給(税務手当、消防業務手当、救急救命業務手当等) 	1,675,450円	48人	34,905円															
期末手当 勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> 支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.90月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.95月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.600月分</td> <td>1.85月分</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225月分	0.90月分	12月期	1.375月分	0.95月分	計	2.600月分	1.85月分	475,598,672円	333人	1,428,224円			
	期末手当	勤勉手当																	
6月期	1.225月分	0.90月分																	
12月期	1.375月分	0.95月分																	
計	2.600月分	1.85月分																	
	※職務の級等による加算措置があります。																		
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 1か月当たりの運賃相当額を支給 最高月額 55,000円 自動車等の交通用具使用者 <ul style="list-style-type: none"> 2km未満 0円 2km以上 5km未満 4,800円 5km以上 10km未満 7,800円 10km 8,500円 10km以上は1kmごとに800円を加算 最高月額 45,000円 	22,198,260円	234人	94,864円															
退職手当	<ul style="list-style-type: none"> 支給率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>応募認定・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.27075月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度</td> <td>47.709月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> そのほか加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算) 		自己都合	応募認定・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分	128,798,096円	9人	14,310,900円
	自己都合	応募認定・定年																	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分																	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分																	
最高限度	47.709月分	47.709月分																	

(8) 特別職の給料・報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分	報酬等の月額	期末手当	
町長	860,000円	6月期 12月期 計	1.675月分 1.675月分 3.35月分
副町長	670,000円		
教育長	620,000円		
議長	420,000円		
副議長	330,000円		
議員	300,000円		

3 職員の勤務時間・その他の勤務条件の状況について

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 主な休暇の種類

区分	付与日数	
年次休暇	1年当たり20日	
病気休暇	3か月を超えない範囲内で必要と認められる期間	
主な特別休暇	結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
	産前休暇	予定日までの6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	妻の出産	2日の範囲内の期間
	育児参加	妻の産前休暇又は産後休暇の期間において、5日の範囲内の期間
	子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対し、5日の範囲内の期間
	忌引	親族に応じ、1日から7日までの連続する日数の範囲内の期間
	父母の追悼	1日の範囲内の期間
夏季休暇	7月から9月までの期間内における6日の範囲内の期間	
介護休暇	通算して6か月の範囲内	
組合休暇	30日の範囲内	
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間の範囲内	

(3) 年次休暇の取得状況(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

総付与日数(A)	総取得日数(B)	対象職員数(C)	平均取得日数(B/C)	取得率(B/A)
12,566日	3,268日	325人	10.1日	26.0%

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況(平成31年4月1日現在)

育児休業取得状況				平成30年度中新たに育児休業を取得した者			
育児休業取得者数		部分休業取得者数		育児休業取得者数		部分休業取得者数	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0人	8人	0人	2人	0人	3人	0人	2人

4 職員の分限及び懲戒処分(平成30年度)

区分	人数	区分	人数
分限処分(休職)	5人	懲戒処分	1人

5 職員の服務の状況について

(1) 服務制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修、階層別研修等の際に、服務制度に係る研修を実施しています。また、随時通知文等で服務規律の徹底を図っています。

(2) 営利企業等への従事許可の状況

区分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの(農業、不動産貸与等を含む。)	0件
報酬を得て事業又は事務に従事するもの	27件
計	27件

6 職員の研修及び人事評価の状況について

(1) 研修の状況（平成30年度）

研修区分	研修内容	参加人数
市町村振興協会研修センター	課長、法制執務、地方税等の20コース	32人
西三河7市町職員研修協議会	新採後期、一般前期、現任係長等の6コース	33人
部内研修(町実施研修)	新採、政策課題研修等の7コース	753人
部外研修(民間研修機関研修)	財政基礎実践講座等の12コース	13人
自治大学校	第3部特別課程 第1部・第2部特別課程	2人
国際文化アカデミー/市町村アカデミー	地域経営塾、地域産業のイノベーション等の12コース	12人
名古屋大学	減災連携研究センター受託研究員 未来社会創造機構受託研究員	2人
愛知県市町村職員共済組合	メンタルヘルス（セルフケア、ラインマネージメント等）	3人

(2) 人事評価の状況

地方公務員法第23条の2第1項の規定により、次の表のとおり人事評価を実施しました。

概要	目標管理により目標の達成度等を評価する業績評価並びに職務遂行能力の発揮度及び執務姿勢を評価する能力評価の総合評価により評価します。	
評価基準日	1月1日 なお、1月から3月までの業績、能力及び態度については、評価基準日現在で確認された達成度又は進捗率から期末の業績を見込んで行います。	
評価期間	4月1日～翌年3月31日	
被評価者	全職員（再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤職員等を含む。） ただし、育児休業、休職等により出勤していない職員は、評価期間中の勤務について人事評価を行います。	
処遇への反映	昇任昇給	翌年度の4月
	勤勉手当	4月から9月までの業績評価の結果は12月、10月から翌年3月までの業績評価の結果は翌年6月

7 職員の福祉及び利益の保護の状況について

(1) 共済組合負担金(平成30年度)

金額	1人当たりの負担金額
3億8728万円	1,122,557円

(2) 職員互助会(平成30年度)

金額	会員数	1人当たりの公費負担額
4,512,500円	475人	9,500円

(3) 職員の健康管理に関する事業の実施状況(平成30年度)

区分	受診者数
定期健康診断	108人
人間ドック	226人
脳ドック	20人

(4) 公務災害の状況(平成30年度)

通勤災害	公務災害
0件	7件